

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

## 「死刑を考える日」映画上映会

# 死刑制度を考え直す

よる講演「死刑廃止に向けた日弁連の取り組み」が行われた。

映画は、2つの事件の死刑囚に焦点を当てる。昭和41年、静岡県清水市(当時)の味噌会社で4人の焼死体が見つかった「袴田事件」。そして、昭和36年、三重県名張市の公民館で、ぶどう酒を飲んだ女性5人が死亡した「名張毒ぶどう酒事件」。

袴田事件では、元ボクサーの袴田巖氏が逮捕・起訴され、昭和55年、最高裁の上告棄却判決により、死刑が確定。その後、弁護団や姉の秀子さんの地道な活動の結果、47年7月の身体拘束を経て、静岡地裁の決定により釈放されている。

名張毒ぶどう酒事件では、奥西勝氏が逮捕・起訴され、昭和47年、最高裁の上告棄却判決により

9月3日、当会会館にて、「死刑を考える日」映画上映会・講演会が開催され、一般市民、当会会員ら、計50名が参加した。

本イベントは、毎年、死刑制度について議論を深める企画として開催していたものを、今年の人権擁護大会第3分科会のテーマに合わせ、当会主

催し、計50名が参加した。

加藤英典弁護士(袴田事件弁護団)による講演「袴田事件・何故、再審は始まらないのか」と、大河内秀明会員(日弁連死刑廃止検討委員会)に

平成28年度中小企業シンポジウム  
「あなたの会社、それで大丈夫!?」  
「債権回収のイロハ」  
日時 平成28年11月28日(月)13時半～16時半  
場所 神奈川県弁護士会館



神奈川県のアウトライ  
ンと天秤をモチーフに  
した神奈川県弁護士会  
のロゴマークです。

について、考え直すきっかけとして適切な映画であった。

## 法会 憲集

# 立憲主義を取り戻そう!

安全保障関連法の成立から1年が経過したことを受け、9月24日(土曜日)、横浜市神奈川区の反町公園で、当会が主催し、日弁連及び関弁連が共催す

「憲法大集会2016 安全保障関連法制定1周年 立憲主義を取り戻そう!」をテーマとする集会が開催された。

当日はあいにくの大雨であったが、党派や組合、世代を超え、約1800人が参加し、当会からも多数の会員が参加した。

集会では、三浦修会長からの挨拶の後、学習院大学法科大学院の青井末帆教授や神奈川新聞社報道部デスクの石橋学氏、「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会共同代表の鷹巣直美氏、安全保障関連法に反対するママの会@神奈川のメンバーである鈴木法子氏、東京新聞論説委員兼編集委員の半田滋氏、法政大学の山口二郎教授から発言があり、安保法制を廃止し、立憲主義を取り戻すためにあきらめず私たち全員が声を上げ続けていくことの重要性が確認された。

鷹巣氏は、打楽器の

スにおける修復的司法の優れた点等が紹介された。最後に、当会刑事法制委員会委員長の森卓爾会員より閉幕の挨拶があり、本イベントは盛況の内に幕を閉じた。

若林 豪史(会員)

「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会共同代表の鷹巣直美氏、安全保障関連法に反対するママの会@神奈川のメンバーである鈴木法子氏、東京新聞論説委員兼編集委員の半田滋氏、法政大学の山口二郎教授から発言があり、安保法制を廃止し、立憲主義を取り戻すためにあきらめず私たち全員が声を上げ続けていくことの重要性が確認された。

相曾 真知子(会員)

## 山ゆり

▼この原稿を書いているのは10月1日。私は55期なので10月が登録月であり、今季で弁護士15年目を迎える。修習期間が2年の弁護士の登録月は4月、修習期間が1年半の登録月は10月、新司法試験組の登録月は1月か。それぞれ登録した時の思い出は、季節とともに印象に残る▼14年前。弁護士になった当時は、債務整理は如何に債務を減らすかが仕事で、取り戻せるなどとは夢にも思わなかった。弁護士会の債務整理相談は、かなりの高確率で受任をせざるを得なかった。消費者破産の全盛期。ある法律事務所がパスを貸し切つて免責審尋にすることが話題になった▼平成18年のみなし弁済を否定する最高裁判決を契機に債務整理は儲かる事件に変わった。過払金請求ブームが到来。機械的な事務処理のみで多額の債権回収できることに一抹の違和感があった。東京の新興勢力が過払金の返還を宣伝して受任するようになり、弁護士の仕事も時代とは無関係ではいられない▼十五夜は中秋の名月。東洋思想では、満月に当たる15という数字を、「完全な物」と捉える思想があるらしい。弁護士15年目に入っても完全には程遠い。道はまだ長い。

(常磐 重雄)



# 情報セキュリティを考える

## はじめましょう

### その1 ファックス編

最新の有用な情報を提供することも、IT機器に通じた委員が知恵を絞って委員の皆様のためになる記事を作りたいと思っています。

実は、弁護士の情報セキュリティについては、日弁連でも以前から危機感をもっている、ガイドラインが平成25年12月に策定公表されています。基本的には、このガイドラインを拠り所として、お話を進めたいと思います。

なお、この度「自由と正義」でも、同じような情報セキュリティに関する連載が始まることになっているようですが、情報セキュリティの問題は懲戒に至ってしまうような深刻な問題であるにもかかわらず、身近で日常的に発生する問題でもあり、繰り返し、観点をかえて、考える機会を持つことはむしろ良いことだと思います。

そして、記念すべき第1回目の本稿では、ファックスの問題を取り上げることになりました。ファックスについて

は、(1)裏紙を使っていて、表裏を間違えて送信してしまい、関係ない事件の情報を別の事件の関係者に漏洩してしまうという問題の他、(2)そもそもファックスを誤送信してしまうという危険が日常的に発生しています。

まず、この(1)の人為的な失敗を根本的に回避するためには、裏紙を使わないということが肝要だと思えます(紙資源を浪費したくないという志をお持ちの方は、最初から両面印刷をされては如何でしょうか)。

そして、ファックスでの一番の問題は、やはり(2)の誤送信の問題ということになります。これを防ぐための、第1の前提は、相手先のファックス番号の情報に間違いがないということですが、相手方の送り状に書かれていた相手方自身のファックス番号に間違いがあることに気がつきました。

また、この(1)の人為的な失敗を根本的に回避するためには、裏紙を使わないということが肝要だと思えます(紙資源を浪費したくないという志をお持ちの方は、最初から両面印刷をされては如何でしょうか)。

そして、第2に、当会でも以前から推奨されているところではあります。が、繰り返し送信することを予定しているような送信先の場合(その代表例は、弁護士会や裁判所でしょう)には、宛先を慎重に確認の上登録しておくことが、人為的な失敗を避ける何よりの知恵ということになります。

ただし、その場合でも、初めて送る、一度だけ送るといような送り先への送信での失敗の可能性が残ります。

そこで、第3に、登録先以外に送る場合、最近の複合機にある二度同じ番号を押して初めて送信が始まる機能を利用することを勧めたいと思います。これは単純な番号の押し間違いという人間の失敗を予防する優れたIT技術だと思えます。

IT委員会 委員長 本田 正男

# 暴力団のいない街に

9月28日、厚木市で、当会が後援する暴力団排除総決起大会が開催された。昨年の六代目山口組の分裂を受けて県内でも緊張が高まる中、市民の暴力団排除意識の向上と

ともに、官民一体となった暴力団排除に向けた意思の統一を図ることを目的としたもの。当会民事介入暴力対策委員会の島崎友樹委員長が講演し、地域から暴力

団事務所を排除することの重要性を訴えた。会場に集まった市民とともに、改めて暴力団排除の必要性を確認した。

## 連載

### 戦後70年と横浜軍事裁判

第10回

# 西部軍事件と桃井銈次

会員 間部 俊明

昭和43年度当会会長 桃井銈次

号事件である。この事件の弁護人となつたのが桃井銈次である。桃井は、大正3年2月に東京で生まれ、中央大学を卒業後、昭和14年11月、高等試験司法科試験に合格し、翌年司法官候補となった。前橋地方裁判所判事を経て退官し、昭和20年7月、陸軍法務部見習士官、同年8月、陸軍法務中尉となり、昭和21年1月、第1復員省嘱託として、横浜で始まった軍事裁判関係の調査を行うことになったが、同年3月、横浜弁護士会に入会した(昭和43年度横浜弁護士会会長、昭和51年度関東弁護士会連合会理事長)。

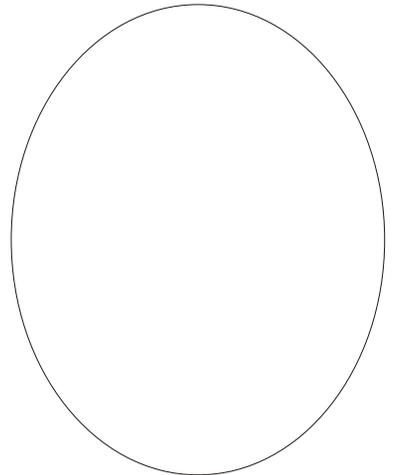
大尉は、桃井に何度も長文の手紙を書き、3名の処刑に至る経緯を語り、弁護方針についての希望を述べ、法廷で自分が戦争犯罪人ではないことを主張する機会を与えてほしいと訴えた。大尉は、桃井と同じ年であり、事件当時31歳。妻と2歳の長男がいた。西部軍における米軍俘虜斬首事件は、長崎への原爆投下の翌日である8月10日と「玉音放送」のあった8月15日にも起き

ており、軍司令官以下30名以上が起訴される大事件になっていた。大尉は、被告人質問の機会を得ることができないまま、昭和23年12月29日、絞首刑の判決を言い渡された。桃井は、本人や家族等の嘆願書を作成し、他の弁護人とともに再審申立を行い、その結果、終身刑に軽減されたが、桃井はこの事件資料を裁判後も保管し続けた。昭和30年代に、法務省が検事を各地に派遣して元弁護人から弁護資料の回収をした際、桃井は、他の事件の資料は法務省に提出したが、この事件の資料だけは渡さなかった。桃井は、大尉の被告人質問を実現できないまま絞首刑判決に至った裁判に納得がいかず、その全容をいつかは知らなければと考えていた。桃井が保管していた資料は、平成8年に始まる当会の軍事裁判調査研究の出发点となった。平成16年に発行した「法廷の星条旗(日本評論社)は、40頁を割いて西部軍事件(313号事件)の検討結果を掲載している。(次回へ続く)

横浜国立大学共催研修会

本人のための喫煙規制は許されるか?

『認知バイアス』が拓く新しい法規制の可能性



講師の米村准教授

9月23日、当会会館にて掲題の研修会が開催された。喫煙者である私は「否。規制は不可」との予断を持って臨んだ。参加者は17名。

このような前置きの後、米村氏は、テーマである本人のための法規制、つまりパターンリズムに基づく法規制について、実例や歴史的経緯を交えて解説した。

(会員 川添 啓明)

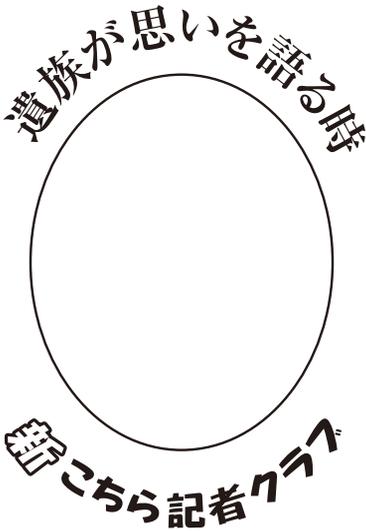
熱気あふれる会議

副会長 高橋 健一郎

行機で、福井(小松五港)に向かった。シンポジウムは大会宣言のテーマに沿って3つの分科会に分かれ、私は立憲主義・安保法制関連の分科会に参加した。(他の二つは、法教育関連と、死刑廃止・刑罰制度関連)

10月6〜8日、福井市で開催された人権擁護大会に行ってきた。6日は、12時30分からシンポジウム。私達理事者は、弁護士会口直担当の苑田副会長を除く5人が、羽田発8時20分の飛行機で、福井(小松五港)に向かった。シンポジウムは大会宣言のテーマに沿って3つの分科会に分かれ、私は立憲主義・安保法制関連の分科会に参加した。(他の二つは、法教育関連と、死刑廃止・刑罰制度関連)

ではあろう。ただ、今回人権擁護大会に参加して、そのみならず、大会宣言にみられるような制度構築、社会全体に向けた取組が、いかに弁護士に期待されているかを(何を今さらと叱責されそうだが)、強く感じさせられた。



また、遺族の対応は落ち着いていた印象を受けた。これは神奈川県弁護士会独自の犯

ちに取材を受けた家に、放送後、他のマスコミが押し寄せたため、取材拒否となることもあった。被害者の住所が公でない場合、記者クラブ内で

そこで、担当弁護士に1つお願いがあります。被害者家族との橋渡しの相談に乗って頂けないでしょうか。家族は、次第に思いを社会に訴えたいなる場合があります。機会を見極めて頂き、合同取材など互いに有益な方法もご検討頂けると有難いです。

(NHK横浜放送局 戸叶 直宏)

常議員会の構成は?

会員 徳久 京子 (51期)

今期の常議員会は、定員35名から40名に増えて2年目、初の選挙により選ばれた常議員によって構成されている。

ちなみに、男女構成をみると、女性は7人(17.5%)であった。

常議員会

今期は14期から67期までと幅広い期の会員によって構成されており、登録10年以内の方は16人(40%)であった。

30%であるからやや少ないが、これは私の所属する相模原支部において立候補忘れという悲劇があったためである。

相模原市の障害者殺傷事件から2か月。これまで犠牲者の遺族や、重傷者の家族を訪ねてきた。多くは「答えられない状況に無い」と断られた。無理もない。突然、家族が事件に巻き込まれて混乱している時に、家に取材が来て喜ぶ人は少ない。それでも事件直後から、被害を受けた思いを私たちに訴えて下さった家族もいた。お話を頂いた方に共通するのは、「意思疎通は難しくても、たまの笑顔に癒され、怒る姿もかわいい」など障害を持つ家族を愛する強い気持ちだ。植松容疑者が手紙に記した「保護者の疲れきった表情」とは違う真実が、そこには確かにあった。

また、遺族の対応は落ち着いていた印象を受けた。これは神奈川県弁護士会独自の犯

めに、こちらの思いを知って頂く機会を作れないからだ。ま

独占禁止法研究会国際シンポジウム

司法改革を東アジアのうねりの中から考えてみる

華僑大学講堂前にて

当会独占禁止法研究会は、華僑大学で開催された「東アジアにおける司法改革の先端問題に関する国際シンポジウム」への参加を主たる目的とし、9月22日から25日、9名のメンバーで中国泉州市を訪問した。泉州市は福建省の東南沿岸部に位置する港湾都市で、海のシルクロードの起点として栄えた歴史を持つ。現在の経済的発展も著しく、アモイ空港から向かう道中では、林立というより群生する超高層タワーマンションにまず圧倒された。

当研究会代表幹事の鈴木満会員が法科大学院教授を務めている桐蔭横浜大学と華僑大学とは、平成25年に東アジア法律文化研究センターを共同設立して交互にシンポジウムを主催しており、今回はその3回目となる。両大学副学長の挨拶を皮切りに、競争法・訴訟法等の諸分野の法改正の議論について、中国・台湾・日本の計10名による講演が行われた。中国独占法の企業結合規制が、重要産業の発展を優先する産業政策と衝突した場合にいかにか調整され、ま

シンポジウムの翌日には盈科法律事務所泉州分所を訪問し、泉州市律師協会の監事の方々と共に昼食会を開催していただいた。同事務所は国内外に72の拠点を有し、弁護士は4300名。海外企業の中国投資の支援が中心だったが、今後は中国企業が海外投資をするための業務を主軸とし、来年には日本にも拠点を設ける予定とのことである。華僑大学の方々には4

9月29日、関内ホールにて「この秋からの司法修習生への修習手当の創設を目指す全国リレー市民集会in関東」が当会主催、日弁連、関弁連、12の弁護士会の共催で開催された。この市民集会是、本年6月2日の政府の骨太の方針において司法修習生への経済的支援・法曹人材確保の充実が取り上げられる中、裁判所法の改正と修習手当の創設を目指して、7月31日に仙台

から始まり、その後、福岡、名古屋、大阪、金沢、札幌、広島と各地リレー形式で開催されてきた。冒頭、全国各地からのビデオメッセージが上映された後、広島弁護士会の中誠三弁護士から三浦修会長にバトンリレーがなされて開会となった。基調講演には、フリージャーナリストの堀潤氏をお招きし、パブリックアクセスの重要性や、市民と法曹など専門家が共に考えていくことの意味について、貴重なご意見

をいただいた。また、ビッグナズ・ネットの学生も登壇し、法曹を目指すことへの経済的不安を訴えた。続くパネルディスカッションでは、堀氏、元日弁連会長の宇都宮健児弁護士らにより、法曹志望者が激減している現状や、あるべき司法修習制度については教育制度については充実した議論が交わされた。最後に、三浦会長から閉会の挨拶があり、その後は皆で登壇しバトンを繋ぐビデオメッセージを撮影して盛況のうちに閉会した。修習手当の創設については、今後、

た今後されていくべきかというテーマや、英米式を指向していた刑事司法制度改革が、裁判官の集団汚職事件の発生等を契機に4年前から独・日本式を指向するものに一新されたという台湾の刑事司法事情など、近時の社会情勢の変動が司法に反映されたダイナミックな話が印象的だった。

日間にわたり大変心こもった歓待をしていただいた。次に日本で開催されるシンポでどのように

お礼ができるか、当研究会の今後の課題の一つである。(会員 村瀬 景子)

この秋に修習手当の創設を

講演会

公認会計士が期待する法務とは？

9月27日、当会会館にて日本公認会計士協会神奈川県会所属の望月史郎氏を講師に招き、「公認会計士が期待する法務とは？」をテーマに講演会が開催された。講演では、はじめに公認会計士の業務内容(監査及び会計業務の法、経営コン

サルティングなど)の解説がなされ、続いて公認会計士の方々に「法務専門家をお願いしたいこと」というテーマで事前アンケート調査をした結果が報告された。アンケート結果には様々な意見があったが、中には「会社法に詳しい弁護士が神奈川に少ないように感じています」というような身につきまされる意見もあった。地域住民や企業が多様な要望に応えるためには、今後も公認会計士を含む他士業との協働関係をより一層

深めていく必要があるが、そのためには弁護士にも更なる研鑽が求められているように感じた。担当講師は、中央大学法学部出身ということで法務にも詳しく、3年前に大手監査法人を独立して個人事務所を開設した新進気鋭の若手会計士で、非常に熱心かつ打ち解けた雰囲気での講演をしていただけたと思う。講演会に参加した若手弁護士にも非常に親しみやすかったのではないだろうか。この企画は、法律相談

センター運営委員会渉外部会によるものである。渉外部会では、これまで様々な士業団体との協議会を重ねてきた。今回のような講演会のほか、7月には11士業合同相談会、9月には不動産に関する相談会など他士業との合同相談会も多数開催しており、今後も様々な企画を実施していく予定である。(会員 畑 裕士)

この半年の購入履歴の多さに意を決し、断アマゾン。開始早々、事務所の備品は例外に、日用品もやむなし、電子書籍は代えがきかない等で、こそこの減アマゾンを一ヶ月継続。季節もかわり、もうそろそろ購買意欲も高まってきます。この手の症状も認知バイアス? デスク 勝俣 豪 記者 市川 統子 常磐 重雄 長谷川 篤司 山田 一誠 本間 久雄 川添 啓明

編集後記 (会員 榎本 吾郎) 国会・院内集会という山場を迎えることとなるが、この勢いを是非とも国会に伝えていきたい。

神奈川県弁護士会 横浜駅西口法律相談センター
総合相談
◆相談時間 30分以内
月・火・木・金 9:45~11:45
13:45~15:45
水 9:45~11:45
13:45~15:45
17:00~19:00
土 10:00~12:00
13:00~15:00
◆相談料金 5,000円(税込)
債務整理相談
◆相談時間 30分以内
月 9:45~11:45
火・水・金 13:45~15:45
◆相談料金 無料
電話/045-620-8300
予約受付時間
月・火・木・金 9:30~17:00
水 9:30~19:00
土 9:30~15:30
インターネット予約はひまわり相談ネットから